

### 地域パトロン規約

本規約は、一般社団法人コンテンツホルダー支援協会(以下「当社団」という)の地域パトロンについて定めるものとする。

#### 第1条(目的)

当社団は、全国の各市区町村(政令指定都市は区とする)につき1名のみメンバーを定め、地域パトロンは地域のコンテンツホルダー発掘とサポートに尽力するものとする。

#### 第2条(Mingeki支援カード購入金)

地域パトロンは、登録地域について人口数1人あたり1円分のMingeki支援カードを購入し、その代金を支払うものとする。また、当社団のV.I.P.会員として登録していることを条件とする。

#### 第3条(特典)

地域パトロンは、登録地域を住所として登録したコンテンツホルダーが所有権を持つコンテンツについて、視聴者によるポイント決済額から以下の割合を収益として得ることができる。

1. マイカード・オリジナルカードによる決済額の2%
2. ミンゲキ支援カードによる決済額の5%

#### 第4条(有効期間)

1. 前条に定める特典は、地域パトロン登録から5年間とする。
2. 前項の期間終了後、特典により地域パトロンの得た利益が本規約第2条に定める購入金額に満たない場合、特典の有効期間を1年間延長し、以後も同様とする。

#### 第5条(イベントへの参加・協力)

地域パトロンは、以下のイベントに参加・協力し、他の会員と交流して親交を深めるものとする。

- ・地域の交流会(コンテンツホルダー祭り)
- ・地域パトロン会合

#### 第6条(ホームページでの情報公開)

地域パトロンは名称(氏名)及び本人の希望する項目を当法人のホームページで公開可能とする。

#### 第7条(特典解除)

当社団は、地域パトロンが当社団の目的にそぐわないと判断した場合、いつでも地域パトロンを退会させられるものとする。その際、Mingeki支援カード購入代金の返金は行わないものとする。

#### 第8条(退会)

地域パトロンがV.I.P.会員を退会、またはV.I.P.会員資格の取消を受けた場合、地域パトロンの資格も同時に失うものとする。

以上の規約に同意し、ここに署名します。

※必須項目です。記載のない書類は受付できかねます。

紹介会員名

申請日

年

月

日

コード

本部使用欄

署名

登録  
地域

都道  
府県

市区  
町村

Mingeki支援カード  
購入代金

円

支援金は以下の口座にお振込みください

PayPay銀行 本店営業部(001) 普通 5150051 カザマサトシ